

また、教職員研修センターにおける研修受講人数の推移を示すと、表 A2-3-2 のとおりである。

表 A2-3-2 研修受講実績の推移

研修対象	平成24年度	平成25年度	平成26年度
教員向け研修	24,993	26,187	25,698
行政系職員向け研修	12,247	11,992	11,609
合計	37,240	38,179	37,307

(単位：人)

(平成25年度から平成27年度 教職員研修センター「事業概要」より監査人が作成)

4. 東京都教育相談センターについて

東京都教育相談センター（以下、「教育相談センター」という。）は、東京都教育相談センター設置条例に基づき、学校及び家庭における幼児、児童、生徒等の教育についての相談を実施し、都における学校教育、家庭教育の充実及び振興に寄与することを目的として設立された。

平成13年度の開設以来、都における先駆的、中心的な教育相談機関として、「相談」、「研究」、「発信」という3つの機能を果たし、学校教育や家庭教育の充実及び振興のために、都民に対する教育相談の実施、教育相談に係る専門的事項の調査研究、学校及び家庭における教育の支援、相談事業を実施する東京都の他の機関並びに区市町村教育委員会との連携事業の実施、区市町村教育委員会が実施する相談事業への支援、また、その他の事業を実施している。

ここで、教育相談センターの概要をまとめたものが、表 A2-4-1 である。

表 A2-4-1 教育相談センターの概要

項目	概要
施設名	東京都教育相談センター
所在地	東京都新宿区北新宿4-6-1（東京都子供家庭総合センター4階）
職員数	66名（平成27年4月1日現在） （注）所長、指導主事、一般職非常勤職員等を含んだ人数
沿革	昭和29年5月 港区麻布に都立教育研究所が設置 昭和33年1月 都立教育研究所有三青少年文庫（三鷹分室）で教育相談に関する事業を開始 昭和41年4月 目黒区に都立教育研究所を新設 昭和62年4月 都立多摩教育研究所を開設し、相談事業を開始 平成13年4月 都立教育研究所と都立多摩教育研究所の組織改正に伴い、両研究所の相談部門を統合し、東京都教育相談センターを設置 平成19年4月 水道橋庁舎に移転 平成25年2月 新宿区北新宿の東京都子供家庭総合センターに移転 平成27年6月 立川出張相談室が東京都立川合同庁舎内へ移転
事業方針	①都民の期待に応え、信頼される相談の実施 ②学校における教育相談機能の充実に向けた、各種支援事業の実施 ③区市町村の公立教育相談機関との連携強化及び地域の実態に応じ

<p>た支援の実施</p> <p>④関係機関との連携強化及び社会的ニーズに即応した事業の実施</p> <p>⑤相談から見える課題の追究及び各種事業の成果等の発信・検証</p> <p>⑥多様化する相談に応えるための事業改善と人材育成の推進</p>	<p>実施事業</p> <p>①相談事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育相談一般（電話相談、来所相談、メール相談） ・高校進級・進路・入学相談（電話相談、来所相談、メール相談） ・東京都いじめ相談ホットライン ・外国人児童・生徒相談 ・セクシュアル・ハラスメント相談 ・青少年リスタートアブレイス事業（リスタート登録・通信・広報等、就学サポート、つどい、進路相談会） <p>②学校等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都立学校支援事業（都立学校教育相談担当者連絡会、都立学校教職員等相談、要請訪問、連携推進訪問） ・要請訪問（要請訪問（事例検討等）、要請訪問（研修）、緊急支援） ・心のケア支援事業（専門家アトバイザリースタッフ、学生アトバイザリースタッフ派遣） <p>③学校問題解決サポート事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談（相談対応、ケース会議、専門家有識者会議） ・学校問題未然防止対策及び初期対応能力の向上（連絡会、講演会、個別相談会、講師派遣） ・いじめ等の問題解決支援チーム <p>④区市町村連携事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連携会議（教育相談担当主管課長会議、教育相談担当者会議） ・実態把握（教育相談所（室）、適応指導教室実態調査） <p>⑤研究事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査研究 <p>⑥広報事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所報「広報すこやかさん」 ・カード、リーフレット、ポスター ・ホームページ <p>（教育相談センター「平成27年度事業概要」より監査人が作成）</p>
--	---

また、平成24年度から平成26年度における、教育相談センターの年度別相談件数の推移は、表A2-4-2のとおりである。

表 A2-4-2 教育相談センターにおける相談回数推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
相談回数	25,977	24,341	23,026

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注）平成26年度の相談件数の内訳は、電話相談が16,488回、来所相談が6,253回、メール相談が287回である。

（単位：回）

5. 都立図書館について

(1) 都立図書館の概要について

東京都立図書館(以下、「都立図書館」という。)は、明治41年に開館した東京市立日比谷図書館を起源とするが、平成21年7月に日比谷図書館が千代田区へ移管された現在では、中央図書館及び多摩図書館の2館により構成されている。

都立図書館は、東京都立図書館条例に基づき、情報通信技術が飛躍的に進展する21世紀にふさわしい、広域的・総合的情報拠点として、首都東京の中核的公立図書館の役割を担い、図書館資料及び図書館内外の情報整備・充実に努め、都民及び利用者に対し、等しく良質な図書館サービスを提供することにより、東京の社会、経済、産業、教育、文化等の発展に貢献することを目的として設立された。

中央図書館は、昭和48年に都立日比谷図書館の蔵書を引き継いで開館し、現在では、国内の公立図書館において最大級とも言える約192万冊を所蔵しており、このうち、新しい図書を中心に約35万冊を開架している。また、中央図書館の主な業務としては、都内の区市町村立図書館に対するレファレンスの支援や資料の貸出し、さらには来館客への閲覧サービスや調査研究の支援等が挙げられる。

一方、多摩図書館は、組織上、中央図書館の一部署として位置付けられており、週刊誌から学術雑誌まで約1.7万誌の雑誌を幅広く所蔵し、公立図書館としては全国初の雑誌による専門的情報サービスを提供するとともに、児童・青少年資料サービスを行っている。また、都内区市町村立図書館に対し、協力レファレンスや協力貸出等、様々な図書館協力支援事業を行っている。

なお、多摩図書館は、平成29年1月に国分寺市への移転が予定されているが、本報告書に記載している開館時間等の情報は、移転前の現多摩図書館のものである。

ここで、都立図書館(中央図書館及び多摩図書館)の概要を示すと、表A2-5-1及び表A2-5-2のとおりである。

表 A2-5-1 都立図書館(中央図書館)の概要

項目	概要
施設名	中央図書館
所在地	東京都港区南麻布5-7-13
開館年月	昭和48年1月
職員数	96名(平成26年4月1日現在)
運営に係る基本方針	①都立図書館は、中央図書館を統括機能を有する中心館とし、多摩図書館と合わせて一体的な運営を行うとともに、各館が機能及びサービスを分担する。 ②都立図書館は、図書館サービス指標を設け、効率性、効果性、迅速性等の経営的視点を重視した運営及び事業を展開する。 ③都立図書館は、来館者、非来館者を問わず、都民及び利用者が高度・高品質な情報サービスを享受できるようにサービス提供環境を整備し、利用者の多様な学習活動や調査研究活動を支援する。 ④都立図書館は、資料の継続的、網羅的な収集を行うとともに、適切な資料管理を行い、将来にわたる利用のため図書館資料の長期的な保存を図る。 ⑤都立図書館は、都内公立図書館や学校等への協力を促進するとともに、都内公立図書館の相互協力ネットワーク化を促進する。 ⑥都立図書館は、図書館未整備地域に対し、補充サービスを行う。
管理運営形態	直営
開館時間	月曜日～金曜日：10時00分～21時00分 土・日・祝・休日：10時00分～17時30分 ただし、特別文庫室は10時00分～17時30分、音声・映像資料室は13時00分～17時30分(土・日・祝・休日は、10時00分から閉室)
休館日	館内整理日：毎月第1木曜日(祝・休日又は他の休館日にあたる場合は第2木曜日) 設備等の保守点検日：毎月1回(不定期) 特別整理期間：年間12日以内 年末年始：12月29日～1月3日
利用料	無料
構造、施設規模	鉄筋鉄骨コンクリート造、地上5階・地下2階
敷地面積	9,157.21㎡
延床面積	23,196.21㎡
収蔵能力	208万冊
閲覧席数	902席
設置根拠	東京都立図書館条例(昭和39年3月31日 条例第112号)

(都立図書館「事業概要 平成26年版」より監査人が作成)

表 A2-5-2 都立図書館（多摩図書館）の概要

項目	概要
施設名	多摩図書館
所在地	東京都立川市錦町 6-3-1
開館年月	昭和 62 年 5 月
職員数	18 名（平成 26 年 4 月 1 日現在）
管理運営形態	直営
開館時間	月曜日～金曜日：9 時 30 分～19 時 00 分 土・日・祝・休日：9 時 30 分～17 時 00 分
休館日	館内整理日：毎月第 1 木曜日（祝・休日又は他の休館日にあたる場合は第 2 木曜日） 設備等の保守点検日：年 7 回（特定月の第 3 日曜日） 特別整理期間：年間 12 日以内 年末年始：12 月 29 日～1 月 3 日
利用料	無料
構造、施設規模	鉄筋鉄骨コンクリート造、地上 1 階・地下 1、2 階の一部
敷地面積	9,161 m ²
延床面積	4,351.1 m ²
収蔵能力	103 万冊
閲覧席数	135 席
設置根拠	東京都立図書館条例（昭和 39 年 3 月 31 日 条例第 112 号） （都立図書館「事業概要 平成 26 年度版」より監査人が作成）

(2) 都立図書館の利用者数等の推移について

都立図書館の入館者数の推移は、表 A2-5-3 のとおりである。

表 A2-5-3 都立図書館の入館者数

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
中央図書館	333,088 人	313,717 人	291,408 人
多摩図書館	95,138 人	90,370 人	89,750 人
合計	428,226 人	404,087 人	381,158 人

（平成 25 年度版から平成 27 年度版 都立図書館「事業概要」より監査人が作成）

また、平成 26 年度における都立図書館の所蔵状況は、表 A2-5-4 のとおりである。

表 A2-5-4 平成 26 年度における所蔵状況

	図書	新聞	雑誌
中央図書館	1,925,640 冊	1,162 紙	6,762 誌
多摩図書館	514,617 冊	192 紙	17,884 誌
合計	2,440,257 冊	1,354 紙	24,646 誌

（都立図書館「事業概要 平成 27 年度版」より監査人が作成）

（注）図書には、年鑑及び年報を含む。

6. 社会教育施設について

(1) 都立多摩社会教育会館について

東京都立多摩社会教育会館（以下、「多摩社会教育会館」という。）は、都民が社会教育に係る学習活動を行うための場所を提供し、地域社会における社会教育を振興するため、設置された社会教育施設である。

多摩社会教育会館は、広域の社会教育施設として、学習や芸術・文化活動等に利用できるよう、ホール（849席、うち21席分は車椅子10席分）等及び研修室等（合計で8室）の施設を提供している。

なお、多摩図書館と併設する多摩社会教育会館は、多摩図書館の平成29年1月の移転に合わせて廃止されることが決定されている。

(2) ユース・プラザ整備等事業について

ユース・プラザは、青少年をはじめとする都民に対して、宿泊、又は日帰りでの文化・学習活動、スポーツ活動、野外活動などを支援するために設置された新たな青少年社会教育施設であり、区部と多摩地区に1か所ずつ、合計で2施設が設置されている。

① 区部ユース・プラザ整備等事業について

区部ユース・プラザの施設概要について示したものが、表A2-6-1である。

表 A2-6-1 区部ユース・プラザの概要

項目	概要
施設名	東京スポーツ文化館
所在地	東京都江東区夢の島2-1-3
開館年月	平成16年3月
設立目的	① 青少年の自立と社会性の発達を支援 青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設を整備し、青少年が多くの人々との直接的な交流ができる機会と場を提供する。 ② 生涯学習の振興 生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動及び野外活動の機会と場を提供する。

管理運営形態

PFI（新棟はBOT方式、既存棟はRO方式）

PFI事業者：PFI区部ユース・プラザ株式会社

敷地面積

27,022 m²

延床面積

17,415 m²

施設内容

① スポーツゾーン
メインアリーナ／マルチスタジアム／柔道場／剣道場／サンプレーナ／アーチェリー／フットボール／屋内温水プール／フットサルコート／フットベースボール／フットベースボール／スポーツサウナ&バス
② 文化・学習ゾーン
ミュージックスタジアム／アクトスペーススタジアム／クリエイションスペース／マルチホール
③ 宿泊ゾーン
④ バレリククゾーン
エントランスホール／キッズルーム／ワークルーム／ストア／保健室／ユース・スクエア
⑤ レスナラン

開館時間

文化・学習施設／スポーツ施設：9時00分～22時00分
（スポーツサウナについては13時00分～22時00分）
フットサルコート：10時00分～22時00分（土・日・祝祭日は9時～22時）

休館日

平成26年度は、活動室（文化・学習施設、スポーツ施設）は施設点検等のため年4日間（4月10日、6月10日、9月10日、12月10日）休館。宿泊室、ユース・スクエアは休館なし。

（区部ユース・プラザ整備等事業「業務要求水準書」及びホームページより監査人が作成）

また、区部ユース・プラザの利用者数の推移は、表A2-6-2のとおりである。

表 A2-6-2 区部ユース・プラザの利用者数推移

利用状況	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	369,094人	377,488人	394,985人
1日当たり利用者数	1,022人	1,045人	1,094人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

（注1）いずれの年度も1日当たり利用者数は、施設利用者数を運営日の361日で除して算出している。

（注2）施設利用者数は、日ごと及び活動室ごとにカウントした延べ利用者数であり、同日に異なる複数の活動室を利用した利用者は、それぞれの活動室において利用者数としてカウントする。

② 多摩地域ユース・プラザ整備等事業について

多摩地域ユース・プラザの施設概要について示したものが、表 A2-6-3 である。

表 A2-6-3 多摩地域ユース・プラザの概要

項目	概要
施設名	高尾の森わくわくビレッジ
所在地	東京都八王子市川町 55
開館年月	平成 17 年 4 月
設立目的	① 青少年の自立、社会性の発達、体験活動を支援 青少年の自立と社会性の発達を支援するための社会教育施設を運営及び維持管理し、青少年が多くの人々との直接的な交流ができる機会と場を提供する。特に、学校教育活動との連携を進め、児童・生徒の体験活動を豊かにするための支援を行う。 ② 生涯学習の振興 生涯学習の振興のため、広く都民に文化・学習活動、スポーツ活動及び野外活動の機会と場とを提供する。
管理運営形態	PEI (R0 方式) PEI 事業者：京王ユース・プラザ株式会社
敷地面積	65,964 m ²
施設(延床)面積	14,782 m ²
施設内容	① 野外施設 テントサイト/プロジェクト・アドベンチャー/野外炊さん場/ツリハハウス ② 文化・学習施設 研修室/学習室/教室/音楽室/多目的室/陶芸室/木工室/調理室/理科室 ③ スポーツ施設 体育室 ④ 宿泊施設 ⑤ その他の施設 わくわくスナージ/こどものあそびひろば/キッズルーム/はっけんひろば/大浴場/ゆったり浴場/ランドリーコーナー ⑥ レストラン
開館時間	8時30分～22時00分(活動施設は9時00分～22時00分)
休館日	平成26年度は、活動室(野外施設、文化・学習施設、スポーツ施設)、ユース・スクエア、レストランは、施設点検等のため1日(2月17日)休館(宿泊施設は年12日間休館) (多摩地域ユース・プラザ整備等事業「業務要求水準書」及びホームページより監査人が作成)

また、多摩地域ユース・プラザの利用者数の推移は、表 A2-6-4 のとおりである。

表 A2-6-4 多摩地域ユース・プラザの利用者数推移

利用状況	平成24年度	平成25年度	平成26年度
施設利用者数	170,790 人	168,428 人	164,714 人
1日当たり利用者数	469 人	462 人	452 人

(教育庁作成資料より監査人が作成)

(注1) いずれの年度も1日当たり利用者数は、施設利用者数を運営日の364日で除して算出している。

(注2) 施設利用者数は、日ごとにカウントした延べ利用者数であり、同日に異なる複数の活動室を利用した利用者は同一利用者として扱う。

III 教育庁所管の監理団体について

1. 公益財団法人東京都スポーツ文化事業団について

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団（以下、「スポーツ事業団」という。）は、都民のライフステージに応じてスポーツの普及振興を図るとともに、都内における埋蔵文化財の保護を図ることによって、都民の文化的生活の向上に寄与することを目的として設立された。

主な事業内容としては、①体育施設等管理運営事業、②スポーツ振興事業、③スポーツ国際交流事業、④地域支援・スポーツチームマネジメント醸成事業、⑤競技力向上推進事業、⑥埋蔵文化財事業等が挙げられる。このうち、教育庁の所管事業は、⑥の埋蔵文化財事業のみである。埋蔵文化財事業は、スポーツ事業団の事業所である東京都埋蔵文化財センター（以下、「事業団埋蔵文化財センター」という。）が実施している。

2. 東京都埋蔵文化財センターについて

事業団埋蔵文化財センターの主な事業としては、埋蔵文化財調査等事業及び管理運営等事業が挙げられ、前者の埋蔵文化財調査等事業については、開発事業に伴う埋蔵文化財発掘調査受託事業や出土遺物の保存処理、資料収集、地元対応現地説明会の開催等の調査研究、公開事業等が含まれる。また、後者の管理運営等事業については、東京都立埋蔵文化財調査センター（以下、「都立調査センター」という。）において、指定管理者として行う建物維持管理等の都立調査センター運営事業や展示・文化財講座の開催・体験教室の開催等の広報普及事業等が含まれる。

都立調査センターは、東京都立埋蔵文化財調査センター設置条例に基づき、都内における埋蔵文化財の調査、研究を行い、都民の文化財に関する理解を深めるとともに、文化財保護と地域開発の調和を図り、都民の文化的生活の向上と地域文化の振興に寄与することを目的として設置された教育施設である。

ここで、都立調査センターの施設概要については、表 A3-2-1 のとおりである。

表 A3-2-1 都立調査センターの概要

項目	概要
施設名	東京都立埋蔵文化財調査センター
所在地	東京都多摩市落合 1-14-2
開館年月	昭和 60 年 4 月（遺跡庭園は昭和 62 年 4 月）
設立目的	埋蔵文化財の保存と活用を図り、もって都民の文化的向上に資する。
管理運営形態	指定管理者による管理運営
開館時間	9 時 30 分～17 時 00 分 11 月から 3 月は遺跡庭園「瀬文の村」のみ 16 時 30 分まで
休館日	年末年始 12 月 29 日から 1 月 3 日まで 展示替えによる休館（3 月中旬）
構造、施設規模	鉄筋コンクリート造 地下 1 階・地下 3 階（一部附属等 2 階）
敷地面積	12,154.9 m ² （うち遺跡庭園 8,954.9 m ² ）
延床面積	4,090.3 m ²

（事業団埋蔵文化財センター「平成 27 年度事業概要」及びホームページより監査人が作成）

また、都立調査センターの利用者数の推移は、表 A3-2-2 のとおりである。

表 A3-2-2 都立調査センターの利用者数推移

利用状況	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入館者数	27,432 人	27,526 人	28,692 人
1 日当たり入館者数	77 人	77 人	81 人

（教育庁作成資料より監査人が作成）

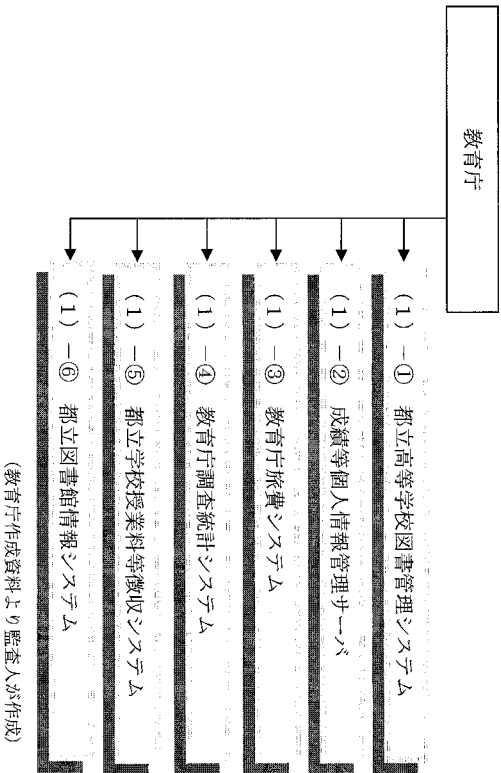
（注）いずれの年度も 1 日当たり入館者数は、入館者数を開館日数の 354 日で算出して算出している。

IV 教育庁における情報システムについて

1. 主要な業務処理システムの構成と監査の範囲について

教育庁の主要な業務処理システムは、図 A4-1-1 のとおりである。

図 A4-1-1 教育庁の主要な業務処理システム



2. 業務システムの概要について

(1) 教育庁で使用しているシステムについて

① 都立高等学校図書管理システム

都立高等学校の図書室に所蔵の図書について、蔵書管理、蔵書検索、情報検索を行うための、全校統一のシステムである。平成 23 年度から平成 24 年度にかけて段階的に導入されている。

② 成績等個人情報管理サーバ

都立学校の各校にて管理している成績等の個人情報を一元管理することにより、情報漏えい等の事故を防ぐとともに、個人情報の適正な運用・管理を行うためのシステムである。

③ 教育庁旅費システム

教職員の旅費について、申請から経路確認、支出額の決定を行うためのシステムである。知事部局において、先行導入されているシステムをカスタマイズし、平成 22 年度から稼働開始している。

④ 教育庁調査統計システム

教育庁から各学校に対して行う調査報告業務による負担を軽減するためのシステムである。主な機能は、次のとおりである。

- ・ 回答様式作成
- ・ 調査内容の確認
- ・ 回答入力
- ・ 回答様式の集計結果取得